

2021年8月12日

会 員 各 位

日本公認会計士協会  
会長 手塚 正彦

継続的専門研修制度の適切な運営の確保について

2021年3月9日付けプレスリリース「継続的専門研修の不適切な受講の調査結果について」において公表した、会員監査法人の退職者及び関連組織在職者によるeラーニングの二重受講と、当協会及び他の会員監査法人のeラーニングシステムにおける研修の早送り受講について、今般、懲戒処分を決定し公表しました。

当協会は、2020年9月に会員監査法人においてeラーニング研修の二重受講が判明したことを契機として、当協会及び他の会員監査法人のeラーニングシステムについても受講記録の調査を行ってきました。その結果、3月公表分と本日公表分とを合わせて、個人会員93名及び2会員監査法人に対して懲戒処分を行うこととなりました。当協会は、この事実を極めて重く受け止めており、継続的専門研修（CPE）制度の重要性に関する研修の実施、eラーニングシステムにおける不適切な受講のモニタリングの強化、品質管理レビューにおける監査事務所の研修体制等の確認等の再発防止策を実施するとともに、eラーニングシステムを運営する監査法人等に対して、適切な受講を徹底するよう要請しました。

公認会計士法第28条において、公認会計士は、当協会が行う資質の向上を図るための研修を受けることとされており、CPEは法律に定められた制度として運営されています。CPE制度は、公認会計士個人の資質の維持・向上を促すだけでなく、公認会計士が職業的専門家としての資質を有していることを担保することによって、公認会計士制度に対する社会からの信頼を維持するための極めて重要な制度です。したがって、CPEを適切に受講することは、会員に課された義務を誠実に果たすという職業倫理の根幹をなすものであり、これをおろそかにすることは、公認会計士という資格に対する社会からの信頼を揺るがしかねません。会員各位には、CPEの意義を心に刻み、真摯に取り組むことを改めて強く要請します。

当協会は、今後とも、公認会計士制度の信頼を維持するために、CPE制度の一層の充実に努めるとともに、CPEをはじめとする諸制度の適切な運営及び会員の指導・監督に努めてまいります。

以 上